

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用基準

(目的)

第1条 三重県産食材の取扱いを一斉にクローズアップする「みえ地物一番の日」キャンペーンの実施にあたり、キャンペーンソング（以下「ソング」という。）を貸し出しすることとし、その適正な使用を確保するため、基準を定めるものとする。

(キャンペーンソングの種類)

第2条 ソングの種類は、三重県が指定するものとする。

(キャンペーンソングの著作権)

第3条 ソングに関する著作権は、三重県が所有する。

(キャンペーンソングの使用等)

第4条 ソングは、「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領に基づき協賛事業者またはサポーターとして登録した者が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用申込書（様式1）（以下、「ソング使用申込書」とする。）を提出し、無料で使用できるものとし、複製することができるものとする。

2 知事は、ソング使用申込書の提出があった場合、貸し出しできるものとする。

3 知事は、必要に応じ、使用者に対してソングの使用状況について、報告（様式2）を求めることができるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第5条 使用者は、ソングの使用に伴い、県民に誤認を与える使用方法など、事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

(その他)

第6条 知事は、ソングの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

この基準は、平成16年9月6日から施行する。

この基準は、令和2年10月12日から施行する。

様式1（第4条関係）

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用申込書

年　月　日

三重県知事　　あて

所在地

(法人以外は代表者の住所)

法人の名称

(法人以外は不要)

代表者の役職及び氏名

(法人以外は代表者の氏名)

電話番号

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用基準第4条の規定により、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行いたいので、下記のとおり申し込みます。

記

借用期間	年　月　日　～　年　月　日
借用録音物	CD
複製予定数	
キャンペーンソング 使用開始日	年　月　日
使用店舗・事業所名	

(使用する店舗・事業所名を記載して下さい。掲載欄が不足する場合は、別紙で貼付してください。)

連絡先 (名刺添付可)	担当者　　(ふりがな) 役職　・　氏　名 所属部署 郵便番号 所在地 電話番号 FAX eメール
----------------	---

※eメール（ペーパーレス化の推進のため可能な限りご記入ください。）

様式2（第4条関係）

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用状況報告書

年　月　日

三重県知事 あて

所在地

（法人以外は代表者の住所）

法人の名称

（法人以外は不要）

代表者の役職及び氏名

（法人以外は代表者の氏名）

電話番号

「みえ地物一番の日」キャンペーンソング使用基準第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

複製物	CD	その他（ ）
複製数		
キャンペーンソング 使用開始日	年　月　日	
使用店舗・事業所名		

（使用している店舗・事業所名を記載して下さい。掲載欄が不足する場合は、別紙で貼付してください。）

連絡先 (名刺添付可)	担当者 (ふりがな) 役職　・ 氏名 所属部署 郵便番号 所在地 電話番号 FAX eメール
----------------	--

※ eメール（ペーパーレス化の推進のため可能な限りご記入ください。）